

(14) ひとり親家庭への支援

☆ 児童扶養手当

度会町では、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給しています。

※さまざまな条件により、支給対象とならない場合があります

《問合せ先》

役場 保健こども課 （TEL：62-2413）

☆ ひとり親家庭等医療費助成制度

度会町では、18歳に達した年度末までのお子さんを扶養しているひとり親家庭の母、父、またはお子さんが健康保険を利用して入院または通院した場合の自己負担額を助成します。

※所得により助成が受けられない場合があります

※助成額については、子ども医療費助成制度（P.18）と同じ要件です

《問合せ先》

役場 税務住民課 （TEL：62-2412）

☆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

三重県では、ひとり親家庭や寡婦の方にその経済的自立や子どもの福祉を推進するために、就業に必要な知識技術の習得や子どもの修学資金などの各種資金を低金利または無金利で貸し付けが受けられる制度を実施しています。

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の3種類からなり、それぞれ用途に応じて修学資金など12種類のメニューがあります。原則として、三重県内に居住している方が対象です。

《問合せ先》

多気度会福祉事務所 福祉課（TEL：27-5139）

役場 保健こども課 （TEL：62-2413）